

.....

日本放送協会 理事会議事録

(2023年 4月24日開催分)

2023年 6月 2日 (金) 公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2023年 4月24日 (月) 午前11時45分～12時00分

<出席者>

稲葉会長、井上副会長、林専務理事、板野専務理事、
小池専務理事、伊藤専務理事、児玉理事・技師長、中嶋理事、
熊埜御堂理事、山内理事、安保理事、山名理事
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

稲葉会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

(1) 稟議事案について

議事経過

1 審議事項

(1) 稟議事案について

(会長)

昨年12月の稟議において、前会長以下役員が2024年度からNHKプラスで衛星放送番組を本格配信する前提の設備整備事業を承認した事案がありました。

内部調査を行った結果、各種制度・規律に抵触している疑いが濃いと判断するに至りました。

本事案の性質・重大性に鑑み、次の通り会長指示を行います。

1つ目は、法務部及び関係部局が対象です。本事案の法的問題についてすみやかに調査・報告してください。また、実際に支出を行っているのであれば、妥当な対応案を検討・報告してください。

2つ目は、内部監査室が対象です。本事案の稟議プロセスにおける判断の妥当性の監査を会長特命監査として実施し、報告してください。

3つ目は、本事案に関連する業務を開始している部局が対象です。1つ目の報告を受けて判断を行いますので、受注事業者等と速やかに協議のうえ、当面の間、関連する業務を停止してください。

以上を行って、協会運営を各種制度・規律に適合させる責務を果たしたいと考えています。

それぞれの連携が不可欠であるため、副会長に対応の統括を担ってもらいます。

なお、本件については、理事会運営規程第3条に基づき、理事会に必要な報告を求めるものとします。

(山内理事) 3つ目の当面の間、関連する業務の停止をすること、とのことですが、一部の業務は調達を終えて、開発に向けた作業が進んでいるものもあります。当面停止とは、一旦今日をもって止めて、1つ目の指示の報告が出たところで、どうするか判断するということよろしいですか。

(井上副会長) その通りです。

(大草監査委員) 監査委員としてお聞きします。本件について、今後対外公表の可能性および内容についてどのように議論されているか、教えてください。

(会 長) まずは今回の指示をもって、何が起きているのか、現状どのような作業が進んでいるのか、一旦止めるがその後どうするか、ある程度掴めた段階で、この先どうするかを検討していきます。その中に対外的な公表や総務省等との対応なども含めて行い、判断していくことになります。まずは指示した点をもって、事態の解明を進めてまいります。議案の重大性を踏まえ、調査や監査の指示を行いましたので、速やかな対応をお願いします。本件は、以上とします。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2023年 5月30日

会 長 稲 葉 延 雄